

令和3年 第5回 真庭市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和3年5月11日(火)

午前10時00分から午前11時40分

2. 開催場所 本庁舎 3階 大会議室

3. 出席委員(38人)

会 長 19番 矢谷光生

職務代理 18番 石原誉男

農業委員 1番 樋口昌子 2番 池田 実 3番 田中秀樹 4番 小田明美

5番 福島康夫 7番 山懸将伸 8番 岡田耕平 9番 武村一夫

11番 池本 彰 12番 新田 孝 14番 妹尾宗夫 15番 中島寛司

16番 綱島孝晴 17番 松本正幸

推進委員 20番 梶原啓二 21番 平 義男 22番 小林和夫 23番 沼本通明

24番 市本裕司 26番 松下 功 27番 福島史利 29番 渡邊次男

30番 市 登 31番 綱本郁三 32番 長尾 修 33番 三村訓弘

34番 高谷明弘 35番 岡 俊彦 36番 池田琢璽 40番 山中正義

41番 池田久美子 42番 井上 達 43番 入澤靖昭 44番 佐子ゆかり

45番 筒井一行 46番 石田 勉

4. 欠席委員(8人)

農業委員 6番 澤本基兄 10番 中山克己 13番 長鉾忠明

推進委員 25番 下山史朗 28番 太安隆文 37番 池田和道 38番 各務和裕

39番 東郷朝夫

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について

日程第3 議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請書の審議について

日程第4 議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について

日程第5 議案第28号 基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定について

日程第6 議案第29号 基盤強化法第19条の規定による農地中間管理権の農用地利用集積計画の決定について

日程第7 議案第30号 農地中間管理事業法第18条7項の規定による農用地利用配分計画に係る意見について

日程第8 議案第31号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)の決定について

日程第9 議案第32号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の決定について

日程第10 報告第9号 農地転用の制限の例外に係る届出について

日程第11 報告第10号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について
その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 金崎正一 事務局次長 渡辺義和 主幹 杉井正巳 主事 梶原千裕
磯田美智子

7. 会議の概要

(午前10時00分 開会)

事務局長 改めまして皆さんおはようございます。

ただいまから令和3年5月総会を開会いたします。

それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さんおはようございます。大変ご苦労さまです。

農繁期がもう始まっているところもあるというふうに思います。蒜山のほうが蒜山が映ったということでテレビニュースにも出てきました。非常に忙しい時期になるはずでございます。今年がどんな年になるか、まだ予測が付きませんが、頑張っていきたいというふうに思います。

本日は、今年の農業委員会活動計画のほうを皆さんに審議していただくということでございます。今年が充実した年でありますように、しっかりと審議をしていただきたいというふうに思います。

コロナのほうが非常に全国的に拡大しているということでございまして、岡山県でも非常に大変な事態となっております。昨日から高齢者のほうはワクチンの予約が始まったということで、少しずつではありますけど、そういう面で進んでいくんだろうというふうに思います。早く皆にワクチンが行き渡るようにしていただきたいというふうに思っているわけでございます。

それでは、5月総会をこれから開会いたします。よろしくをお願いいたします。

事務局長 ありがとうございました。

本日の欠席委員は3名です。6番委員、10番委員、13番委員よりその旨通告がありましたのでご報告をいたします。それによりまして、ただいまの出席委員は19名中16名で定足数に達しておりますので、5月総会は成立しておりますことをここで報告させていただきます。

それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条によりまして、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長をお願いいたします。

議 長 それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。

日程1、議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により、議長において指名さ

せていただくことにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 それでは、議事録署名委員は、3番委員、4番委員を指名いたします。
それでは、日程2、議案第25号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。
番号1について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 議案第25号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議について。

1ページをお開きください。

本日審議していただく案件は6件でございます。農地法第3条第2項の各号におきましては、申請書によって審議しました結果、全件とも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

番号1でございますが、市外の譲渡人が、農業廃止により、北房の譲受人に、申請農地、田2筆2,386㎡、畑5筆1,880㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、20番推進委員さんから説明をお願いいたします。

20番推進委員 議長。

議長 はい、20番推進委員。

20番推進委員 20番推進委員でございます。

番号1につきまして、去る5月3日に譲渡人、譲受人双方立会いの下に現地調査を行いましたので報告をいたします。譲渡人は現在市外に居住しておりますけれども、両親が亡くなり、実家が空き家になってからも度々帰り、家とか農地の管理をしておりました。昨年10月に真庭市の空き家バンクに登録し、そこから不動産業者さんがネット上に売り物件ということで公開し、応募した譲受人との間で家、農地、山林も含めた売買が成立したものです。譲受人は県外で会社員をしておりましたが、農業に関心が高く、特に自然農法とか自然栽培に取り組みたいということで県外で1年間農業研修の経験をされております。譲受人はご主人と2人で移住され農業を始められる新規就農者になりますが、農地の下限面積30アール以上ありますし、農業に対する意欲も感じられ、既に家庭菜園のほか、水稻、これの苗代もされております。また、農機具ですけれども、ごく最近軽トラックも購入され、トラクターあるいは管理機、草刈り機なども今回の売買の契約の中に含まれております。それから、農地の転売、転用についても、そのようなことになれば譲渡人が買い戻すというような条件も入れているようでございます。そのようなことから、今回のことは特に問題はないと考えております。人口減少に悩む我々山間地域にとって、空き家に2人で移住されてくるということは大変ありがたいこととございまして、

私としてもできることは援助をしたいというふうに考えております。どうかご審議方よろしくお願いいいたします。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号2でございますが、市外の譲渡人が、労力不足により、同じく市外の譲受人に、申請農地、田1筆3, 520㎡を、贈与によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、12番委員さんから説明をお願いいたします。

12番委員 12番です。

議 長 はい、12番委員。

12番委員 それでは、番号2につきまして現地調査の結果を報告させていただきます。去る5月1日に現地調査を行いました。譲渡人、譲受人の関係ですが、義理の兄弟になります。譲渡人は相続によりましてこの申請地を取得しましたが、市外に居住をしております、勤務先も市外ということで、実家に帰って農業はなかなか難しいということで悩んでおりましたところ、義理の兄がそれでは私がやってやろうというようなことで今回の申請に至ったものです。譲受人は建設業を営んでおまして、農業は全く素人と思いますが、以前から農業に興味があり、自分で作ったお米を食べてみたいということで今回思い立ちました。早速田植機を購入し、トラクター等は譲渡人の実家にあるものを使用して耕作をするということでございます。また、申請地までの距離は若干遠うございますけども、今後も耕作を続けてくれるものと信じております。また、余談になりますが、譲渡人のお父様と私は生前に懇意にしておまして、私が亡くなった後、この農地はどうなるかなとよく心配しておられましたけれども、今回このような形になりましたので、亡くなられたお父さんも草葉の陰で喜んでおられるのではないかと思います。

以上、問題ないと思しますのでご審議よろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主事 番号3でございますが、久世の譲渡人が、労力不足により、同じく久世の譲受人に、申請農地、田12筆11, 227.77㎡、畑5筆665㎡を、贈与によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、この件は担当地区が2つに分かれておまして、まず私の担当地区について説明をさせていただきます。

5月1日に現地調査を行いました。権利移転する事由の詳細ですけど、譲受人は勤めを辞めて農業に就いてから10年ぐらいになるということではありますが、両親も高齢となりまして、本人も今年から改良区の理事となったということ機にいたし

まして、譲渡人、父親ですけど、父親より経営移譲を受けることとなったということでございます。譲受人は、妻と父親と水稻、野菜、特にナス、ハウレンソウ等を栽培しているものでございます。ハウス等を利用しております。また、トラクター、コンバイン等、農業機械一式を所有しています。現在有機の会の会員でありまして、コープこうべ等を通して農産物を出荷しているということでございまして、現在は有機の会の会長も務めているということでございます。今後も農業を続けられるものというふうに思われますので、その他指摘事項はないというふうに思います。

それでは続きまして、現地調査を行った結果について、32番推進委員さんから説明をお願いいたします。

32番推進委員 議長。

議長 はい、32番推進委員。

32番推進委員 32番推進委員です。

会長と現地調査を同行いたしましたので、報告事項等は同様でございまして、追加して申し上げることは特にございません。指摘事項も特にはありませんので、問題ないと思われま。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号4について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号4でございますが、久世の譲渡人が、労力不足により、勝山の譲受人に、申請農地、畑1筆111㎡を、贈与によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、35番推進委員さんから説明をお願いいたします。

35番推進委員 議長。

議長 はい、35番推進委員。

35番推進委員 35番推進委員です。

番号4について説明しますと、去る5月6日、譲渡人に話を聞きました。昨年父が亡くなり、今空き家で、子供が2人とも娘で他地区に嫁ぎ、管理できなく、畑111㎡は譲受人の家の裏で、以前より親交があり、話がまとまりました。同じくその日に譲受人と現地調査を行い、申請地はやはり家の裏でした。譲受人の家族は夫婦だけで32アール、耕作は特にピオーネと野菜づくり、81歳という高齢で、そのことが心配でいたところ、娘が県外にいて主人が[REDACTED]で5年先に定年し、帰ってきて後を継ぐということで大変喜んでいました。また、農機具等も所有し、問題ないと思ひます。ご審議よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号5について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主事 番号5でございますが、市外の譲渡人が、相手方の要望により、中和の譲受人に、

申請農地、田3筆5, 739㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、40番推進委員さんから説明をお願いいたします。

40番推進委員 議長。

議長 はい、40番推進委員。

40番推進委員 40番です。

番号5についてご説明いたします。

5月9日の日に譲受人と推進委員と2人で現地確認いたしました。譲渡人とも同日電話で確認は取れました。譲渡人は市外に在住しており管理が困難であったが、空き家を賃貸で借りていた譲受人と住居及び農地を売買する話がまとまったということです。また、譲受人は農機具等を一切持っておりませんが、同地区に以前から新規就農者として農業に従事している親しい先輩がおり、共同で農業を営むということでした。よろしくご審議方のほうをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号6について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号6でございますが、市外の譲渡人が、八束の譲受人に、申請農地、田3筆1,100㎡を、贈与によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、41番推進委員さんから説明をお願いいたします。

41番推進委員 41番推進委員です。

議長 はい、41番推進委員。

41番推進委員 去る5月6日に譲受人、1番委員の立会いの下、現地確認に伺いました。譲受人、譲渡人は親戚関係で、譲渡人は市外に住んでおられ、高齢でもあり、譲渡人の子供さんから譲受人に贈与の要望があり、このたび移転の話がまとまりました。譲受人は現在息子さんと稲作約2ヘクタールと移転する畑の隣に自家用の大豆、野菜などを耕作しておられます。必要な機械、トラクター、田植機、草刈り機などは所有しており、今後も農作業に従事されます。その他指摘事項はありませんので、ご審議方よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第25号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第25号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程3、議案第26号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局次長 議長。

議長 はい、事務局。

事務局次長 議案第26号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議について、本日審議していただく案件は4件でございます。

3ページをご覧ください。

番号1でございます。

申請人（北房）は、既存の住宅が国道拡幅工事により立ち退きとなることから、申請地、畑1筆444㎡を造成し、住宅1棟を建築するため、転用申請するものです。農地区分は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、既存建物の解体、撤去、土地造成、住宅新築合わせて●●●●円。費用の内訳として、借入金●●●●●●円。建蔽率は24.8%となります。なお、本件は土地収用の契約締結前に移転準備を進めるために一旦費用を全額借入れ、解体から新築までを行うものです。添付書類は、土地利用計画図、平面図、立面図、断面図、被害防除計画書が添付されております。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、22番推進委員さんから説明をお願いいたします。

22番推進委員 22番推進委員です。

議長 はい、22番推進委員。

22番推進委員 番号1についてご報告します。

去る5月4日、申請人立会いの下、現地確認を行いました。事務局からご説明がありましたように、●●●●●●において国道が狭隘なため拡幅工事が計画されておりまして、用地買収が進められているところです。本件もその一つでありまして、下の絵で●●●●●●に本宅がございます。自宅に隣接する菜園を致し方なく宅地に転用するものであります。申請地の位置ですけれども、地図のとおり、●●●●●●の中にある住宅に隣接する菜園であります。周辺農地からは十分離れております。周囲の状況ですけれども、東、西、民家、南が駐車場、北が立ち退

きを要請された自宅であります。周辺農地への影響は、近くの農地からかなり離れておりまして全く問題ございません。その他指摘事項もありません。審議方よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局の説明をお願いいたします。

事務局次長 番号2でございます。

申請人（久世）は、既存の住宅が建築基準法施行前に建築されたもので老朽化が著しく、地震等の災害に対し不安があることから、申請地、田1筆346㎡を造成し、住宅1棟を建築するため、転用申請するものです。農地区分は3種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成■■■■円、建物施設■■■■円。費用の内訳として、自己資金■■■■円、借入金■■■■円。建蔽率は23.7%となります。添付書類は、土地利用計画図、平面図、立面図、断面図、被害防除計画書が添付されております。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、3番委員さんから説明をお願いします。

3番委員 議長。

議長 はい、3番委員。

3番委員 3番です。

番号2について報告します。

去る5月2日に申請人立会いの下に現地確認を行いました。転用しようとする事由の詳細についてですが、申請人は家族とともに申請人の実家に居住しておりますが、家も古く耐震性もないので、以前から新築することを夫と相談しておりましたが、このたび相続していた申請地に住宅を新築することで話がまとまったものです。申請地の位置等については、■■■■から東に約100mのところ positionし、旭川の堤防と市道に挟まれています。周囲の状況は、東側と西側は畑に面し、南側は旭川の堤防、北側は市道に面しております。周辺農地への影響はないものと思われます。その他指摘事項もないので、ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局の説明をお願いいたします。

事務局次長 4ページをご覧ください。

番号3でございます。

申請人（勝山）は、現在の墓地が裏山にあるが、5～6年前の台風により土砂崩れ等が発生し危険な状態となっていることから、田1筆20㎡を造成し、墓地を移設するための用地として転用申請するものです。申請地の農地区分は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成■■■■円、墓地区画建設■■■■円。費用の

内訳として、自己資金■■■■円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、立面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、35番推進委員さんから説明をお願いいたします。

35番推進委員 議長。

議長 はい、35番推進委員。

35番推進委員 35番推進委員です。

番号3について説明します。

去る5月6日、申請人と現地調査を行いました。転用の事由ですが、現状は自宅の裏山にあり、6年前台風被害に遭い、崩れ、そして参道が通れなくなったため検討しています。申請地の位置ですが、■■■■より■■■■に約100m入り、橋を渡って■■■■の裏になります。周囲の状況ですが、東は空き家、西は荒れ地で堤防、南は申請者の畑、北は■■■■です。周辺への影響は、100m以内の同意書をもって問題ないと思います。ご審議よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号4について事務局の説明をお願いいたします。

事務局次長 番号4です。

申請人（川上）は、現在この申請地の近くに住んでいますが、居宅から市道までの道が狭く、特に積雪時に車での出入りが不便なことから、畑1筆104㎡を造成し、露天駐車場にするため、転用申請するものです。農地区分は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成■■■■円。費用の内訳として、自己資金■■■■円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書が添付されております。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、44番推進委員さんから説明をお願いいたします。

44番推進委員 はい。

議長 はい、44番推進委員。

44番推進委員 44番推進委員です。

4番について報告いたします。

3年5月5日に申請人と現地調査を行いました。転用する事由として、自宅周りが狭く市道から離れており、冬場の除雪や屋根からの落雪等もあり、市道近くに駐車場をと考えたものです。申請地の位置ですが、県道から15m、自宅から10m、市道のところに位置しております。周囲の状況ですが、東は畑、西は私道、南は市道、北は水路になっております。周辺への影響ですが、露天駐車場のため、日照、通風等に支障を来すことはないと思われます。その他の指摘事項もありません。審

議方よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長

ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第26号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長

異議なしと認めます。

よって、議案第26号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程4、議案第27号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局主幹

議長。

議長

はい、事務局。

事務局主幹

議案第27号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議について、本日審議していただく案件は6件となっております。

5ページをお開きください。

番号1でございます。

申請人、譲受人（市内医療法人）は、現在新設工事中の病院敷地の西北側に隣接する農地を職員用の露天駐車場として整備しており、進入路となる市道の道幅を5m確保する必要があり、申請地、田10筆、合計440㎡を、譲渡人（落合の4名及び市外1名）から譲り受け、道路用地に整備するため、転用申請するものです。なお、整備後は申請地付近見取図の右側の図で確認していただきたいのですが、

は市へ寄附される予定です。

は申請地東側の農地を含め、今後駐車場に計画予定であります。農地区分ですが、斜線で塗っている

は2種農地、横の線で塗っている

は都市計画区域の未線引きの用途区域に該当するため、3種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入費 円、土地造成 円。資金の内訳として、自己資金 円。添付書類として、土地利

用計画図、平面図、横断図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、24番推進委員さんから説明をお願いいたします。

24番推進委員 議長。

議長 はい、24番推進委員。

24番推進委員 24番推進委員です。

番号1についてですが、去る4月30日に現地確認を行いました。譲受人の人は医療法人の事務局ですけど、2人で一応話しまして、転用しようとする事柄の詳細についてですが、譲受人は現在職員駐車場、この図を見ていただくと分かりますけど、整備中と書いておりますが、その駐車場はほぼ完成しております、ここに進入していくのに市道が狭いために、先ほど事務局のほうからご説明がありましたとおり、職員の安全確保のために拡幅するものであります。申請地の位置等についてですが、病院移設地から約50m離れた市道に面した場所に位置しております。周辺の状況ですが、東が駐車場、西が市道です、南側が今のところ田んぼです、北側が市道と水路となっております。周辺農地への影響ですが、隣接地周辺に農地がありますが、本申請は道の拡幅であり、日照、通風等に支障を来すことはないと思われれます。水利組合にも同意を得ております。審議方よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号2でございます。

番号2は追認案件でございます。

申請人、使用借人（市内法人）は、[] 工事に伴い、申請地、田2筆、合計4,238㎡のうち2,381㎡を、使用貸人（落合）から借り受け、[] については資材置場等に、[] については仮設事務所、作業員詰所、駐車場等に整備しており、このたび一時転用申請するものです。一時転用期間は、令和3年4月1日から令和5年3月31日となっております。申請人は農地法を理解しておらず、許可を得ないまま資材置場等に整備しており、今後このようなことがないよう反省し、顛末書が添付してあります。農地区分は、[] は農振農用地と判断されますが、農振農用地の例外許可基準、（ア）申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであり、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められること及び（イ）農振法第8条第1項または第9条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることを満たす一時転用に該当しています。[] [] については2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、本体工事の請負金で対応するとのこと。添付書類としては、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書、使用貸借契約書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける

農地はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、9番委員さんから説明をお願いいたします。

9番委員 議長。

議長 はい、9番委員。

9番委員 9番です。

番号2につきまして、去る5月1日に使用借人立会いの下、現地確認を行いました。転用しようとする事由の詳細ですが、 農業用ため池改修工事に係ります現場工事事務所及び作業員の詰所等を設置するために一時転用の申請を行うものです。申請地の位置ですが、 から北に500mほど入った の集落内にあります。周囲の状況ですが、 につきましては東側が市道、西側が水路を挟んで田、南が田、北が市道、 につきましては東が市道、西が田、南が田、北が宅地となっております。周辺農地への影響ですが、隣接した田や畑がありますが、本申請では事務所等がブレハブの簡易なものですし、田については改修工事が完了するまで水稻等の作付は行わないということなんで問題ないと思われまふ。その他指摘事項はございません。審議方よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主幹 6ページをお開きください。

番号3でございます。

申請人、使用借人（市外）は、現在市外で借家に居住していますが、将来的なことを考え、実家に隣接する申請地、畑1筆337㎡を、使用貸人（落合）から借り受け、住宅を建築するため、転用申請するものです。農地区分は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入は親子間での使用貸借契約のため 円、土地造成 円、建物施設 円。資金の内訳として、借入金 円。建蔽率は24%。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、横断面図、被害防除計画書、使用貸借契約書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、14番委員さんから説明をお願いいたします。

14番委員 議長。

議長 はい、14番委員。

14番委員 14番です。

番号3について説明いたします。

この件は、後継ぎとなる娘さん夫婦が今アパートに住んでおられますけれども、本家のそばの畑に住宅を新築するものです。本家の前には畑がありますので、現在母

親の住んでいる居宅の続きであります。位置は、[]より [] []を挟んで東北へ500mの位置であります。周辺は道路及び本人の畑となっておりまして、農地への影響はないものと思われまます。また、その他指摘事項はございません。よろしく審議方お願いします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号4について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号4でございます。

申請人、譲受人（市内法人2社）は、不動産業を営んでおり、このたび周辺の宅地化が進んでいることから、申請地、田11筆、合計8,133㎡を、譲渡人（久世の6名）から譲り受け、分譲宅地28区画及び進入用道路、公園等を整備するため、転用申請するものです。備考欄に関連土地として記載していますが、申請地に加え、公衆用道路など5筆を合わせ全体の敷地面積は8,293.78㎡となる事業計画です。農地区分は都市計画区域の未線引きの用途区域に該当するため、3種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入 []円、土地造成 []円。資金の内訳として、自己資金 []円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、3番委員さんから説明をお願いいたします。

3番委員 議長。

議長 はい、3番委員。

3番委員 3番です。

番号4について報告します。

去る5月1日、31番推進委員、譲受人法人代表者及び担当者立会いの下に現地確認を行いました。転用しようとする事由の詳細ですが、6人の譲渡人のうちまず2名から譲受人に対して、所有の水田について、高齢になり耕作も困難になっているので売買について相談が持ちかけられました。協議する中で、残り4名の譲渡人についても高齢により農作業が困難になりつつあるということで、一緒に購入してもらうということで話がまとまり、今回分譲宅地用地として農地転用申請が出されたものでございます。申請地の位置等ですが、[]から北へ約200mのところであり、宅地化が進んでいる地域です。周囲の状況については、東側、市道及び宅地、西側、宅地、南側は田、北側、市道であり、水利組合、隣地住民からも合意が取られており、その他指摘事項も特に問題ないと思われまますのでご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号5について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主幹 7ページをお開きください。

番号5でございます。

申請人、譲受人（市内法人）は、不動産業を営んでいます。譲受人はこのたび周辺は学校も近く住宅化が進んでいることから、譲渡人（久世）から、1筆1, 446㎡を譲り受け、建売分譲地を整備するため、転用申請するものです。農地区分は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入■■■■円、土地造成■■■■円、建物施設■■■■円。資金の内訳として、自己資金■■■■円。建蔽率は24%。6区画で6棟の建売計画となっており、6区画を個別に算出した場合も22%以上となっていますので問題ないと判断されます。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。この案件につきましては特定建築条件付売買予定地となっており、一定要件を満たす場合には建築条件付で土地を売買するケースであっても転用が認められることとなっております。添付書類として標準的な建物の面積、位置等を表示する図面、当該事業の全てを実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面、標準的な建物1棟の見積書が添付されております。また、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の一般的な契約書案と誓約書が添付されております。また、この申請が許可された場合には、許可に係る工事の進捗状況報告として売買契約の状況、建築請負契約の状況、建築確認の状況、土地の引渡し状況などの報告を求めていくこととなります。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、32番推進委員さんから説明をお願いいたします。

32番推進委員 議長。

議長 はい、32番推進委員。

32番推進委員 32番推進委員でございます。

番号5の現地調査の報告をいたします。

去る4月28日に不動産事業者の従業員の立会いの下、現地調査を行いました。転用しようとする事由の詳細ですけれども、申請地は譲渡人が実家から相続したもので、管理、耕作は実家の母親が行っていたとのこと。譲渡人本人は仕事もあり耕作できないため、不動産業者へ売買し、建売住宅6棟分の分譲地として転用するものです。申請地の位置ですけれども、■■■■と■■■■との間で■■■■に隣接しております。周囲の状況といたしましては、東側が河川、田、西側が市道、南側が河川、北側が宅地と田となっています。周辺農地への影響ですけれども、申請地の北東側に隣接する農地がありますが、日照に若干支障がありそのような気もいたしますけれども、その隣地の承諾は得ているということでございました。排水につきましては公共下水道への接続と、雨水については河川への排水で問題ないと思います。その他指摘事項については特にありません。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号6について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号6でございます。

申請人、譲受人（蒜山）は、現在借家に住んでいますが、子供の成長に伴い手狭となり、また実家には高齢の祖父もいるため、実家に隣接する申請地、畑2筆、合計459㎡を、譲渡人（蒜山）から譲り受け、住宅及び車庫を建築するため、転用申請するものです。申請地は2種農地と判断されます。転用に伴う費用ですが、土地購入費■■■■円、土地造成■■■■円、建物施設■■■■円。資金の内訳として、自己資金■■■■円、借入金■■■■円。建蔽率は22%。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、43番推進委員さんから説明をお願いいたします。

43番推進委員 議長。

議 長 はい、43番推進委員。

43番推進委員 43番です。

番号6ですが、5月2日に調査に行っておりました。立会いについては、譲受人の父親が本件について譲渡人との話を進めていたということで、譲受人の父親のほうに立会いをさせていただきました。転用しようとする事由の詳細についてですが、譲受人は現在両親が住んでいる住居の隣に新居を建設することを計画しており、自宅の東隣に位置する申請地の所有者である譲受人との間に今回所有権移転の話がまとまったものです。なお、申請地は農地としての使い勝手も悪く、譲渡人は専業農家なんですが、長年手入れもされておらず荒廃した状態であり、今後も耕作する予定がない場所であったとのことでした。申請地の位置等ですが、■■■■から南側約120mの場所に位置しています。周囲の状況ですが、東が国道、西が自宅、南が畑、北、畑となっております。周辺農地への影響ですが、周辺農地に対する日照、通風等に影響はないと思われます。また、申請地の南北が畑となっておりますが、荒廃地となっているため、その点からも影響ないと思われます。

以上、ご審議方よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。
これをもって質疑を打ち切ります。
これより議案第27号を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

＜「異議なし」の声＞

議 長 それでは、議案第27号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。
続きまして、日程5、議案第28号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局主事 議案第28号について、8ページをお開きください。

議案第28号、農用地利用集積計画の決定について。

このことについて、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、その結果について審議に付します。

案といたしまして、令和3年5月11日付で公告の予定でございます。本日上程されました農用地利用集積計画のうち、利用権設定につきまして全84筆ございます。

なお、13ページ、番号8071-1の1筆につきましては、令和2年度利用状況調査で再生可能な荒廃農地と判断した農地の貸し借りとなっております。貸し借りに至った経緯ですが、父親から息子に経営を移譲した関係で利用権設定を行いました。また、先月ご報告した24ページ、番号9034-1の解消の経緯ですが、受け人から借受けを希望し、結果的に遊休農地の解消となったようです。

以上、全件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。お目通しの上、ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、お目通しをお願いいたします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

＜「質疑なし」の声＞

議 長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第28号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第28号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程6、議案第29号、基盤強化法第19条の規定による農地中間管理権の農用地利用集積計画の決定について、日程7、議案第30号、農地中間管理事業法第18条7項の規定による農用地利用配分計画に係る意見について、これらを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 議案第29号について、15ページをご覧ください。

議案第29号、農用地利用集積計画の決定について。

今回は、農地中間管理機構との貸借分としまして集積計画が上がっております。総会前にもご案内したとおり、10アール当たり「 円」となっておりますところを「 円」に修正をお願いいたします。

1ページお進みください。

議案第30号について、16ページをお開きください。

議案第30号、農用地利用配分計画案に係る意見について。

このことについて、農地中間管理機構である岡山県農林漁業担い手育成財団が中間管理権を取得した農地について、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、市が農用地利用配分計画案を作成するに当たり意見を求めてきたため、その内容について審議をお願いするものです。案といたしまして、令和3年5月11日付で公告の予定でございます。配分計画案については議案書のページに記載のとおりで、財団が実施した借手募集に応募してきた者のうち、貸し借りの条件が合いマッチングが成立したものです。

以上、全件とも問題ないものと考えます。こちらの議案も申し訳ありませんが、賃借料を10アール当たり「 円」となっておりますが、「 円」に修正をお願いいたします。

以上、ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、お目通しをお願いします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第29号、議案第30号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第29号、基盤強化法第19条の規定による農地中間管理権の農用地利用集積計画の決定について、議案第30号、農地中間管理事業法第18条7項の規定による農用地利用配分計画に係る意見については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程8、議案第31号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 議案第31号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の決定について、17ページをお開きください。

この決定につきましては、農林水産省経営局長通知に基づきまして、全ての農業委員会において取り組み、自ら活動の点検、評価を行うものでございます。決定後は真庭市のホームページで掲載いたします。

1ページお進みください。

18ページの左側は、令和3年3月31日現在の農業委員会の状況となっておりますのでお目通しください。

右側のページをご覧ください。

時計文字2番、担い手への農地の利用集積・集約化でございます。

1、現状及び課題につきましては、令和2年4月現在なので管内の農地面積5,610ヘクタール、これまでの集積面積1,386ヘクタールにつきましては、令和元年度の統計または調査での実績で集積率を計算しております。

2、令和2年度の目標及び実績でございます。昨年度定めた集積目標1,390ヘクタールに対し集積実績1,335ヘクタールということで、達成状況は96%となっております。

3、目標の達成に向けた活動でございます。活動計画は令和2年に定めた計画です。活動実績といたしましては、活動日誌、窓口や電話での各委員とのやり取りにより記載しております。

4、目標及び活動に対する評価でございます。上段、目標に対する評価といたしましては目標を下回っておりますが、コロナ禍ということもあり、従来どおりの活動がしにくかったことも影響があるかと思われまます。下段、活動に対する評価につきましては、活動日誌等により担い手への集積・集約化の活動は各委員が行っていらっしゃいました。それに加え、人・農地プランの活動、いわゆる地域との話合いの場を持ち、どの農地を誰に集積・集約するかを地図で可視化し、地域で集積・集約に取り組むことが必要となつてまいります。

1 ページお進みください。

時計文字 3 番、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進でございます。

1、現状及び課題はお目通しください。

2、令和 2 年度の目標及び実績でございます。参入目標 1 2 経営体、その経営体の目標集積面積 2 3 ヘクタールに対しまして、参入実績は 1 2 経営体、集積面積 2 5 ヘクタールとなっております。

3、目標の達成に向けた活動でございますが、令和 2 年に定めた活動計画に対し、活動実績につきましては活動日誌、窓口や電話での各委員とのやり取りにより記載しております。

4、目標及び活動に対する評価につきましては、下段の活動計画に挙げていた新規参入希望者の情報を事務局から委員へ提供し、スムーズな就農を促す活動は行えませんでした。

続きまして、右側のページ、時計文字 4 番、遊休農地に関する措置に関する評価でございます。

令和 2 年 4 月現在なので、令和元年度の数値となります。管内の農地面積 5, 8 4 7 ヘクタールは注釈 1 にありますように、統計による耕地面積 5, 6 1 0 ヘクタールと利用状況調査による判定 3、再生可能な荒廃農地の 2 3 7 ヘクタールの合計となっております。

2、令和 2 年度の目標及び実績につきましては、解消目標面積が 2 0 ヘクタールで、解消実績が 2 2 ヘクタールで目標達成となりました。解消の判断といたしましては、令和元年度利用状況調査で判定が 3 番、再生可能な荒廃農地、2 番、低利用のものは令和 2 年度利用状況調査で農地と判断されているものになります。

3、上記の目標の達成に向けた活動ですが、計画は現地確認を 8 月から 9 月にかけて行っていただき、利用意向調査を 1 1 月から 1 2 月に行う計画でしたが、下段、実績につきましては、現地確認が 8 月から 1 1 月、取りまとめ時期が 1 0 月から 1 2 月、次に利用意向調査につきましては令和元年度調査分を 8 月に発送いたしました。調査数といたしましては、左の第 3 2 条第 1 項第 1 号が判定 3 の再生可能な荒廃農地で 1, 4 6 9 筆、1 0 0 ヘクタール、真ん中の第 2 号が判定 2 の低利用農地で 1, 2 8 0 筆、9 0 ヘクタール、右の第 3 3 条が耕作の事業に従事する者が不在な農地や今後不在となることが確実な農地なので対象はありませんでした。

4、目標及び活動に対する評価でございますが、下段、活動に対する評価といたしまして、利用状況調査につきましては委員の皆様にご協力いただきまして実施することができました。ありがとうございました。今後、意向調査につきましては、亡くなった方が所有者になっている農地につきましても相続代表人等に発送し、農地の有効利用につなげていきたいと思っております。

続きまして、1 ページお進みください。

左側、時計文字 5 番、違反転用への適正な対応でございます。

1、現状及び課題でございますが、令和2年4月現在ですので、令和元年度にあった違反転用の面積0.2ヘクタールありました、令和2年度実績としては0.5ヘクタールで、昨年より0.3ヘクタール違反転用が増えていました。違反転用の面積は、農業委員会での追認案件または農地パトロールで発見された違反転用面積となっております。引き続き、パトロールを行っていただき、違反転用の未然防止、発見の際は指導をお願いいたします。

20ページの右側、時計文字6、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検につきましては、お目通しをお願いいたします。

続きまして、1ページお進みください。

21ページにつきましても、お目通しをお願いいたします。

以上、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）につきましては以上で説明を終わります。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、お目通しをお願いいたします。

それでは、質疑に移りたいと思いますが、質疑はいかがですか。

7番委員 すみません。

議長 はい、どうぞ。

7番委員 7番です。

1点だけ教えてください。

21ページの農地台帳の整備のところなんですけど、対象面積の5,460ヘクタールの農地のデータ更新、随時更新となっているんですけど、最新はいつまで入ってますか。

事務局主事 失礼します。農地台帳の整備というのが、農業委員会で使っているシステムになるんですけども、こちらはもう議案が可決されたら随時更新を行っています。

7番委員 よく分からないけど、この前パソコンで調べていたときに、この全国農地ナビが出てきます。そのときに農地の区分が載っていたんですけど、その更新を随時されているということですね。

事務局主事 現在、ここの農地ナビに掲載しているのは令和2年度の分は掲載はしているんですけども、地図のほうとかは古い情報になっているというのは確かにあります。農地ナビはちょっと情報が、すみません、整備ができていないところもあります。

7番委員 令和2年度まではできているのですか。

事務局主事 令和2年度分は掲載しているんですけども、過去のものとかはなかなか追いついていない部分があります。

7番委員 ああ、過去の分のは若干違う部分があるということ、そのように認識しておけばよろしいか。

事務局主事 はい。

7番委員 ありがとう。

議長 ほかにはございませんか。

23番推進委員 はい。

議 長 はい、どうぞ。

23番推進委員 23番です。

19ページの4のところですが、活動に対する評価というところで、情報共有ができなかったというふうに記載してありますけれども、上を見るとJAやいろんなところで調整会議で農地の情報を共有をしてますんで、情報はこの行政機関ではできているけれども、行政機関だけでそのことに対応したということなのか、少し具体的に教えてください。

事務局主事 19ページの3、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進の4番、目標及び活動に対する評価につきまして、今23番推進委員がおっしゃられたように関係機関内、JAや真庭農業普及指導センター、機構とは情報提供を行って、農地の貸し借りについては情報共有を行っていたんですけれども、新規就農やその方の情報を各農業委員さん、推進委員さんのほうにお伝えすることができなかったという、そういう案件もなかったというのもあるんですけれども、なかなか情報共有が委員さんとの間でできなかったということに記載しております。

議 長 よろしいですか。

23番推進委員 その新規就農の情報がなかったのも、それを共有ができなかったということなんです。すべからく、いろんな情報が出てきたときに各委員と情報共有するために情報提供するというふうに考えてるのか、特殊な部分である限られた部分だけは情報の共有をするけれども、それ以外のところはしないという意味なのでしょうか。

事務局主事 こちらが情報共有を関係機関で行ったのが、その関係機関内で完結するような案件、農地の空き情報ですとか貸し借り、機構を通しての貸し借りですとか、そういった部分の実績はあったんですけれども、委員さんにお伝えするようなことが昨年度はなかったということになります。

23番推進委員 そしたら、そんな表現にしなければ、こういうふうに書かれると、全ての人にそうなんかなと思うので実態に即して考えていただければなと。
以上です。

議 長 ほかにほございせんか。

しっかり普及センターとも緊密な連絡が取れるような体制をもう少しつくっていかなければというふうに思います。

それでは、よろしいですね、ほかにありませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 それでは、これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第31号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第31号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の決定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程9、議案第32号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 議案第32号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の決定についてご説明いたします。

それでは、1ページお進みください。

左側時計文字1、農業委員会の状況につきましてはお目通しください。

右側時計文字2番、担い手への農地の利用集積・集約化でございます。

1、現状及び課題といたしまして、令和3年4月現在まで、令和2年度の統計における耕地面積と担い手への集積面積になり、集積率は24.45%です。課題といたしましては、人・農地プランの活動、いわゆる地域での話合いの場を持ち、どの農地に誰に集積・集約するかを地図で可視化し、地域での集積、集約化に取り組むことが必要となってまいります。担い手が減少または高齢化していく中で、一団の農地を集め、作業効率を上げることや営農法人を発足、企業の参入等を考慮に入れる必要があるかと思われま。

2、令和3年度の目標及び活動計画でございますが、農地中間管理機構に今年度の集積・集約化の予定を照会したところ、令和2年度は地域集積があったが、今年は予定がないので実績は下がる見込みと回答がありましたので、令和2年度実績より減らした1,300ヘクタール、うち新規集積面積は5ヘクタールとしております。

続きまして、時計文字3、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進でございます。

1、現状及び課題につきましては、先ほどの点検・評価と同じ数字です。

2、令和3年度の目標及び活動計画は、岡山県美作県民局の新規就農者調査により設定されている新規参入12経営体、参入実績面積23ヘクタールを目標としております。活動計画につきましては、関係機関からの情報の入手、それを各委員へ情報共有を行い、地域での見守り態勢の整備、溶け込める環境づくりにご協力をお願いいたします。

1ページお進みください。

時計文字4、遊休農地に関する措置でございます。

1、現状及び課題ですが、令和3年4月現在の遊休農地は、令和2年度の統計と令和2年度の利用状況調査、判定3、再生可能な荒廃農地の合計です。遊休農地面積は、令和2年度の利用状況調査で判定3、再生可能な荒廃農地と2、低利用と判定

した農地の合計です。

2、令和3年度の目標及び活動計画ですが、令和2年度実績により現在520ヘクタールの遊休農地のうち20ヘクタールの解消を目標としております。利用状況調査の計画は、8月から10月を実施期間とし、11月から12月を結果の取りまとめ期間と設定しております。意向調査につきましては、取りまとめが終わった11月から12月を実施期間とし、1月から3月を取りまとめ期間としています。

続きまして、時計文字5番、違反転用への適正な対応でございます。

従来どおり農地を農地以外の目的に転用するためには農地法により農業委員会の許可が必要であるということをお知らせを農業者をはじめ、広く市民の皆様にも農業委員会広報紙で周知を行うとともに、違反転用を発生させないよう利用状況調査の際に調査していただきたいと思っております。また、今年度の現地確認調査の前に告知放送、広報紙等により調査実施を周知し、市民に広く調査のご理解を得ます。

以上でございますが、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の決定についての説明を終わらせていただきます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、お目通しをお願いいたします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

31番推進委員 はい。

議長 はい、どうぞ。

31番推進委員 31番でございます。

1点お伺いしたいんですが、農地の集約・集積ということでやっていってるということは大変効率的、作業効率とか、ちょっともろもろのことを考えたら大変いいことなんですが、今現在、例えばこちらのほうで経営団体が12団体と書かれております。それと、その他で例えばその他の農業法人とか個人とかで請け負って集積して農作業をやられてるといふ方もおられると思っておりますが、今現在のこの本部のほうでどの団体が、どの個人が、どこを要するに耕作をしておりますということを網羅できているんでありましょかという点がお伺いしたいのと、昨年度農地調査に行ったときに所有者が耕作しているところ、それからこういう形で請け負ってやられてる方、それから全く要するにこういうことも関係なしに耕作してないというような判断のときに、この土地は、この人が契約していたのかというようなことが多々ありました。その点で各地域にこの団体、この地域ではこの団体の方がこの耕作地を耕作してますよという情報を農業委員、推進委員のほうに出していただきたいという思いがあります。2点お願いします。

議長 はい、事務局。

事務局主事 失礼します。1点目の23ページ、3の新たな農業経営を営もうとする者の参入促進に係る12経営体の内訳ですけれども、先ほど説明させてもらったとおり、県民

局の新規就農者調査というものを農業振興課のほうで実施しておりまして、その結果についての12経営体になります。令和3年度もそのような目標なんですけれども、その方々が農地台帳、利用権設定やお持ちの農地の所有地は把握はしている状況です。

2点目の利用状況調査等で実際の貸し借りの耕作者とまた違った方がされている場合ですとか闇で耕作している場合、各農業委員さんへの情報提供というのは事務局のほうで調整等をさせていただきたいと思います。

以上です。

31番推進委員 ありがとうございます。

議長 利用権設定とか中間管理機構を通してとかということは把握できていると思いますけど、個人間で貸し借りをしているとことか、また又貸してみたいなこともあると思います。そこらはなかなかつかみにくいということがあるんじゃないかというふうに思います。できるだけそういうところを通してやっていただけたら、しっかりと事務局のほうにも上がってくるんじゃないかと思うんですけど。

22番推進委員 議長。

議長 はい、どうぞ。

22番推進委員 22番推進委員です。

24ページの4についてお伺いしたいと思います。

遊休農地に関する措置で、この文書は3年度の目標及びその達成に向けた活動計画ということで、目標と活動計画を書かなくてはならないんだと思うんですけども、遊休農地に関しては難しいんで目標は20ヘクタールということを書いてあるんですけども、活動計画はこれを読みますと調査方法だけ書いてありまして、調査して何をやるんだということが読み取れないんですけども、この辺はいかがなんでしょうか。

事務局主事 失礼します。24ページの2、令和3年度の目標及び活動計画のところでお間違いないでしょうか。

22番推進委員 はい。

事務局主事 確かに今調査方法としましては地区を農業委員、推進委員さんの皆様に見ていただくということだけが書いてあるので、その後の調査した結果、どう働きかけるというのは確かに書いてはおりませんので。

22番推進委員 厳しいようなんですけれども、20ヘクタールという結構厳しい目標だと思うんですけども、調査しただけでは20ヘクタールは達成できると思いません。調査した結果をどう活動して、その目標を達成するのか、その表現が必要ではないかと考えたわけですが。

事務局主事 分かりました。ありがとうございます。

ちょっと事務局で相談して、その内容を加えさせていただきたいと思います。

22番推進委員 お願いします。

議 長 ほかにはございませんか。

1 番委員 すみません。

議 長 はい、どうぞ。

1 番委員 今日の議案にもあったんですけども、新規就農の方が3事例今日出てましたけども、その新規就農の方が入られて何年かしたときのその現実の状況みたいなのは調査なんかはされてるんでしょうか。

それと、今日いいなと思ったのは、家つきで土地を貸されてるから、やっぱり安心して、住むところがまずないからなかなか入ってこれなかったりとか、ばらばらな土地を借りなきゃいけないかったりとかってというようなのがやっぱりあるので。私の家の周りにも空き家があるんですけども、仏壇があるから家を貸さないとか、それでだんだん朽ちていって結局駄目になるんじゃないかみたいな、そんなのが見えてきたりするようなおうちなんかもあるんですよ。だから、その辺での財産活用課なんかと協力し合ったりしながら、そういうことなんかできないのかなって思いながら、今日のいいなと思って、この事案を見させてもらいました。

議 長 事務局。

事務局主事 失礼します。まず、新規の就農者さんのその後の見守りというか、国の補助金を交付した方につきましては5年間、年2回の面談があって、実績や報告をさせていただいてますので、5年間は市が絡んでいくということになります。その後は認定農業者ですとか、になることもお勧めさせてもらってますので、なるべくは途切れないようにしていると思います。

2点目の空き家との関わりなんですけれども、今回3条で出ていた2件につきましては確かに農地と空き家が一緒に解消されたという案件になりますので、こちらが交流定住推進課との空き家バンクとの関係になりますので、下限面積を1アールに、空き家付農地につきましてはその下限面積を減らすということも今後議案にしていきたいと思っておりますので、すすめさせていただきますのでよろしくお願い致します。

議 長 ほかにはございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。

それでは、これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第32号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第32号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程10、報告第9号、農地転用の制限の例外に係る届出について、

日程 11、報告第 10 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による農地の貸借の合意解約について、これを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 25 ページをお開きください。

報告第 9 号、農地転用の制限の例外に係る届出については、次の 1 件がございました。添付書類もそろっておりますので、受理いたしました。

1 ページお進みください。

報告第 10 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による農地の貸借の合意解約につきまして、次の 3 件がございました。添付書類もそろっていることから、受理いたしました。

以上で報告案件の説明を終了いたします。よろしく申し上げます。

議長 それでは、報告第 9 号、報告第 10 号についての質問、意見等がございましたらお願いいたします。ありませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 質問、意見等がないようですので、これらの案件は報告案件でございますのでご了解いただきたいというふうに思います。

以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

皆様方のほうから何かございませんか。よろしいですか。

ありますか、どうぞ。

4 番委員 4 番です。

お尋ねと提案とがあります。

まず、1 点の尋ねは今年も、先ほどの活動計画にもありましたように農地利用状況調査は実施するんですか。する、はい。そうしましたら、それに関しての提案があります。この調査の目的は、単純に調査していつて 2 や 3 や出すっていう事務的な表面だけではなくて、やはり目的は遊休農地の解消をして優良農地を維持することにあります。だから、その目的からしてやっぱり住民の方にもしっかりと分かっというてほしいというのがこの 2 年やっていた中での感じです。委員たちが調査する前に、住民にそのことを周知しておく必要があると思うんです。例えば市のホームページ、それから市の告知放送、広報紙、そういったものであらかじめぜひ明確にお知らせしてほしいと思うんです。

内容としましては 3 段階あると思います。第 1 に農地所有者は農地の適正な管理をする義務があると、これが割とどこにも書かれてないんです。みんなきつとずつとおられる方は当たり前だと思ってしまってるんですが、やはり農地の所有者が農地を適正に管理する義務がある、この点をまず言って、それから優良農地を守るために今度は委員会が何月頃に農地パトロールと調査をします、どうぞ協力してください

いという2点目があります。そして、3番目に委員会が遊休農地ではないと判断した場合、意向調査が行きますよと、そういったことを3段階ぐらいに書いて、住民の方がきっちりとはまずは適正管理の義務、履行は義務であると思っていただきたいと思うんです。そしたら、自分の田んぼなのに勝手にして何が悪いんというようなせりふは出てこないはずなんですよね。私はそんなふうに思ってネットでいろいろ見てましたら、よその市のホームページでは、こういうお知らせが結構行われております。やっぱり農地を守るという目的に沿って実施していくというつもりで、それが委員が調べに行っただけではなくて、やっぱり住民の側もこれはしないといけないという認識をずっと持ち続けていただく必要があるような気がしたんです。先ほどの活動計画の中で違反転用の対策として広報すると言ってくれています。これは大抵載ってるのは3条、4条、5条を出しなさいと書いてあることが多いんですけど、適正に管理する義務があるんです、これをぜひしっかりと認識していただきたいと思ったので提案いたします。

以上です。

議長 ほかにはございませんか。よろしいですか。

<「なし」の声>

議長 事務局。

<「なし」の声>

議長 それでは、以上をもちまして5月総会を閉会したいと思います。

次回6月総会は6月10日木曜日の午前10時からですのでよろしく願います。

(午前11時40分 閉会)